

第10回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和7年6月2日（月）午前11時30分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稲員 美佳

(午前11時30分開会)

○古賀世章委員長 それではお時間になりましたので、ただいまから、公金の支出及び職員の懲戒規定等に関する調査特別委員会を開会いたします。

それでは本日の議事に入ります。

本日は調査事項の検証等につきまして、協議してまいりたいと思います。

それでは事務局のほうから資料を配付してください。お願ひします。

(資料配布)

よろしいですか。議事を再開します。

本日は、大きく2点について協議したいと考えております。

1点目は、佐々木氏を告発するということが1点、それから2点目はCさん、マルシェかててでしたか、の方を次回、証人喚問に呼ぶということを予定しておりますが、どうするかを皆さんと一緒に協議をしていきたいというふうに考えております。

それでは、最初に副委員長のほうから、前回、佐々木氏から提出された書類があつたように思いますが、それを朗読をお願いいたします。

○白根美穂副委員長 前回、委員会のほうで佐々木氏のほうに、令和2年10月24日と25日の分の宿泊証明書を、自分が手元にあるということでしたので、そちらの証明書の提出依頼をいたしました。その件に対して、佐々木氏のほうから、このように回答がございましたので、御報告いたします。

記録提出請求書に関わる書類提出について。

令和7年5月22日付、7大刀洗議会第94号で請求のありました件について、下記の理由により提出ができません。令和7年4月22日の開催の百条委員会の証人喚問においては、白根議員より、令和2年10月26日の東京のかるまる池袋の宿泊証明書の提出及び誰が作ったのかの質問に対し、私だと思うと答弁しています。

続いて、ここに泊まったという証明はできるのかの質問に対し、混み合っており出せないとホテル側から言われ、自作した、12月にこの宿泊先に行って宿泊証明書を取得したと回答しました。しかし、証人喚問時に配付された資料をよく確認せず回答していました。実際には、令和2年10月22日から23日に、私的案件で宿泊した宿泊証明書を取得していました。実際には、台東区の上野のサウナ&カプセルホテル北欧に宿泊していました。宿泊先に確認したところ、4年前の宿泊記録を追うことはできず、宿泊証明を発行することはできないとのことでした。つきましては、求められている書類を提出することができませんという御回答で、返事をもらっております。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

それでは、本件に関しまして、御意見等をお願いしたいと思います。どなたかまず最初に御意見等があればお願いをいたします。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 御回答の中に、よく確認せずに回答しましたという文言がありますけれども、私のほうから日付をきっちり言いまして、本人に書類を見ていただきまして、答えていただいておりますので、よく確認せずに回答したということは、ちょっと腑に落ちないところがございます。

それから、佐々木氏は、もともと領収書も宿泊証明書も、旅費精算のときにはもともと要らなかつたので、もともとつける気がなかつたというような御発言もありました。そのような方が、私的で、前泊で行かれたものの宿泊に対して、わざわざ宿泊証明書を取るのかという疑問もございます。なので、佐々木氏が言われてあることに対する疑義が生じるということでございますけど、皆さんどうでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。平山委員。

○平山賢治委員 佐々木証人の証言が、令和7年4月ですね。4月24日の百条委員会の証人喚問で、御本人の発言が、直近の12月にこの宿泊先にて宿泊証明書を取得してきたと、はっきりおっしゃっている。これは当然、公務における、公務に関する日付の宿泊証明書を取得してきたとしか読めないわけですよ。そうでなければ、誰が私的な用事で泊まった宿泊証明なんか、我々は何も求めていないので、宿泊証明を取得してきたと。しかも直近、5年前の記憶じゃないですよね。12月のことですよね。これに対してはっきり宿泊証明を取得してきたとおっしゃっている。これは当然、公務に関する、われわれが求めた日付の宿泊証明と受け止められる。その後の5月28日付の本人が言ったのが、私的案件のを取得していましたと。それを年末ですよね、最近の。だから、明らかにこれは勘違いとか確認不足ではなくて、はっきりともう虚偽の供述を、証言を行ったと認めるのが私は相当だろうと思います。もう、この人物に関しては、当初の出金の圧力という証言、それから、12月定例会で問題となった後の、執行部の聞き取り前にも後にもこの1件しかやっていないという発言。それから、こういった証言のたびに、何やら事実と違うことを多分おっしゃっているという。この一覧の流れを見ても、やはり誠実さのかけらも感じられないし、やはり故意に事実を隠して、自らの行為を隠しめようとするることはもう明らかであると思います。

それで、地方自治法100条になりますが、地方自治法100条の7から9項にかけて、虚偽の宣誓した選挙人、その他の関係人が虚偽の申請をしたときは、禁錮に処する。その者が、調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、そのまま軽減できるということで。9項ですね。選挙人がこの罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならないと、議会がですね。これは強制、強行規定になつております。そこで、ここを考えますと、まずこれは、いわゆる罪を犯したものと認められると思います。この関係書類または証言によつても、我々は認めていいのではないかと、告発しなければならないということで、相応の対応をしたほうがいい。

一方で、この8項で自白したときは軽減することができると。これは少なくとも自白ではない、現時点においては。勘違いしていましたということなので、嘘を言いましたという自白ではないんです

ね。これは虚偽の発言をしたと。

なおまだ、自分が勘違いしていたと言い訳をなさっているので、その言い訳が本当かどうかはいいですね。ところが我々はこの証言を聞く限りでは、これは虚偽の発言であるというふうに認めて、相応の対応したほうがいいんじゃないのかなと思います。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

ほかにどなたか、これに関連して御意見がある方はお願いをいたします。よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 あと、5月28日付の本人の書類によれば、後段のほうで、宿泊の記録がないので宿泊の事実が証明できないと言っていますが、これはもう、いわゆる自らが宿泊を証明する義務を怠って偽物の証明書、しかも泊まっていないような場所の宿泊証明書を出し、自らが証明の義務なり機会を失っておるわけですから、我々としてはこれはもう完全に不泊ということを認定してよいものではないかと思います。

○古賀世章委員長 そのほか。議長。

○高橋直也議長 この佐々木氏の4月24日の証人尋問での答弁で、このとき、ものすごく混み合っておりましたと。初めにこの件だけ少し記憶がはっきりありますと、ホテルで、そのとき、ものすごく混み合っておりまして、宿泊証明書を出せる、出せない、今は出せないと言われたのかはちょっと覚えていませんけれども、出せないというふうに言われたので、この分は自分で作ったことを後で思い出しましたと。ということはこれ、宿泊証明を作りますけども、10月の24、25の日付を入れて作りますから、本人がその勘違いというのは多分私は全然通らないと、そのように思っております。

そして、後から宿泊証明書を取得してきたというのは、私的に行ったところに取りに行つたというけども、私的に泊まったところと公的に泊まったところを間違えるはずがないんですね、普通であれば。私はそう思うんで、これは明らかに私は虚偽の可能性が高いと、そのように私は捉えております。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

そのほか、どなたか御意見があればお願ひいたします。よろしいですか。

それでは続きまして、2番目のCさんの件で、皆さん方にいろいろと御意見をお伺いしようと思いますが、まず白根副委員長、御説明をお願いします。

○白根美穂副委員長 Cさんですけども、Cさんは地域振興課で、当初、かてての前身のさくら市場で業務を担当していらっしゃった方です。なぜCさんの話が出てきたかというと、通帳をずっと確認していたところ、携帯代とかペイペイへの入金という通帳内に鉛筆書きがありまして、前回の書類提出要

請で、携帯は何に使ったんだろうということで、そちらの携帯の契約書や利用履歴等を要請したのですが、途中からの機種変更になってからの契約書が出されていて、新規の契約書が出されなかったのです。地域振興課に確認したところ、新規契約者は、その当時、会計年度職員のCさんという個人名で契約していたと。なぜかというと、さくら市場というのが法人と見なされないので、携帯会社とは契約ができないということだったので、担当していたCさんの個人名義で契約したというような御回答があつております。

なぜ携帯を契約しなければならなかつたのか、その経緯や、後に、ペイペイ払い等の支払いにも携帯でされてありますので、そちらの内容を確認したいと思つて、その後、Cさんを証人として呼んではどうだらうかということですけれども、皆さん、どうでしようか。

○古賀世章委員長 いかがですか、皆さん。御意見があればお願ひをいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。議長、何かないですか。よろしいですか。はい、分かりました。

本件につきましては、一応、次回、証人喚問ですか、これをして進めさせていただきたいと考えます。よろしいでしようか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 それでは、ここでちょっと暫時休憩を入れたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 じゃあ10分間だけ入れますのでお願ひします。

(午前11時47分休憩)

(午前12時00分再開)

○古賀世章委員長 それでは再開をいたします。

本日の議事でございましたけれども、1点目の佐々木大輔氏の証言に虚偽である箇所が認められたということから、地方自治法第100条第9項に基づき告発することに御異議ございませんでしようか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

それから、次の証人出頭要求でございます。

各委員の御意見を踏まえて、次回の証人喚問につきましては元地域振興課のCさん。質問事項は、旧さくら市場のマルシェかてでの業務内容についてでございます。日時につきましては6月12日13時30分でございます。場所はここ、協議会室において行います。本件につきまして御意見はございませんでしようか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 お諮りします。ただいま申し上げましたとおり、議長に対して証人出頭要求することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく出頭せず、または証言を拒む場合、地方自治法第100条第3項の規定により6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

それから、6月議会の委員長報告につきましては、委員長のほうに御一任くださいますようよろしくお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

そのほか何かございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ないようでございますので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

(午前12時03分閉会)